

山形県水資源・森林の保全に関する条例検討懇話会設置要綱

平成24年7月

(設置)

第1条 山形県の水資源及び森林の保全を図るための条例の制定に向け、地下水の保全や条例による規制等について専門的見地から意見を聴取するため、山形県水資源・森林の保全に関する条例検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 懇話会において検討する事項は次のとおりとする。

- (1) 水資源及び森林の保全に関する条例の検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるほか、水資源及び森林の保全に関する条例の検討に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、水資源及び森林の保全に関し学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、1年以内とする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が会議の座長にあたる。

2 懇話会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 懇話会には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、山形県環境エネルギー部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月30日から施行する。

山形県水資源・森林の保全に関する条例検討懇話会 委員名簿

平成24年8月

区分	所属	役職	氏名
環境保全	福島大学 人間発達文化学類	特任教授	阿子島 功
地下水	東北大学 大学院工学研究科	教授	風間 聡
法律	山形大学 人文学部	教授	今野 健一
森林	山形県森林組合連合会	代表理事会長	佐藤 景一郎
森林環境	古澤・内藤法律事務所	主任研究員	内藤 いづみ
事業者	鳥海やわた観光株式会社	会長	中村 護
森林	山形大学 農学部	教授	野堀 嘉裕

(五十音順)

任期：平成24年8月1日から平成25年3月31日まで